

○成年後見登記に関する証明書の請求方法について

(情報番号4201 全2頁)

Q 1 どのようなときに証明書(登記事項証明書, 登記されていないことの証明書)を利用できますか?

A 1 例えば, 成年後見人が, 本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに, 取引相手に対し登記事項証明書を提示することによって, その権限などを確認してもらうという利用方法が考えられます。

また, 成年後見(法定後見・任意後見)を受けていない方は, 自己が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。

Q 2 誰が, 証明書を請求できるのですか?

A 2 証明書の交付を請求できる方は, 取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の調和を図る観点から, 本人, その配偶者, 四親等内の親族, 成年後見人など一定の方に限定されています。なお, 取引相手であることを理由に, 請求はできません。

Q 3 どのように, 証明書の交付請求をするのですか?

A 3 証明書の交付請求をする場合には, 請求者の氏名, 生年月日及び資格(本人との関係)などを記載した書面に, 下記の額(※1)の収入印紙(手数料)をはって請求してください。請求は, 返信用封筒(あて名を書いて, 切手をはったもの)を同封して郵送で行うこともできます。

また, インターネットを利用して, 自宅やオフィスのパソコンから請求することもできます。オンライン申請についての詳細は, 法務省ホームページ「オンラインによる成年後見の登記事項証明書等の送付請求について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00020.html)及び登記・供託オンライン申請システム(<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>)を御覧ください。

申請の際には, 御本人からの請求であることを確認するために, 身分証明書等を拝見することがあります。また, 郵送申請の際にも, あらかじめ身分証明書等をコピーしたものを同封するよう, 御協力ください。

窓口での証明書の交付は, 東京法務局の後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局の戸籍課で行っています(支局・出張所では行っていません)。

また, 郵送申請の場合は, 東京法務局の後見登録課に請求してください。

(郵送での請求先)

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

TEL 03-5213-1234 (代表)

03-5213-1360 (直通)

※1

登記事項証明書 1通につき 550円

登記されていないことの証明書 1通につき 300円

Q4 証明書の申請用紙はどのように入手できますか？

A4 登記事項証明書の申請書様式については情報番号4211で、登記されていないことの証明書の申請書様式については情報番号4212で御案内しています。

その他、申請用紙は、東京法務局の後見登録課のほか、最寄りの法務局・地方法務局の戸籍課又はその支局の窓口などで入手することができます。

また、法務省ホームページ「成年後見制度～成年後見登記制度～」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a26>)で入手することもできます。